平成２４年（フ）第１２８号
三重県津市高茶屋６丁目11番82号　ロイヤルガーデンⅡ206、破産手続開始決定時の住所三重県松阪市五主町1234番地35
破産者　大西　貞司
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４９号
宮崎県日向市春原町１丁目61番地２
破産者　有限会社上田ガラス店
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１６８０号
埼玉県幸手市西１丁目15番14号、旧住所埼玉県新座市畑中３丁目５番３号
破産者　並木　健司
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６８１号
埼玉県幸手市西１丁目15番14号、旧住所埼玉県新座市畑中３丁目５番３号
破産者　並木とし子
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６９６号
埼玉県久喜市青葉１丁目１番５―207号
破産者　穴原　治夫
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７９６号
埼玉県川口市本町３丁目２番25―1103号　エクレール川口
破産者　南　　瞳
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８３号
宮城県石巻市向陽町５丁目15―１　仮設向陽団地20号棟５号室、住民票上の住所宮城県石巻市南浜町２丁目16番３号
破産者　増子　敬晴
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第３４２号
北九州市八幡西区小嶺２丁目８番24号
破産者　木村　勝男
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５５１号
沖縄県糸満市字照屋458番地　シーダー　ハウス302号室
破産者　髙千穂恵子
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１７号
岩手県奥州市水沢区真城字東鶴巻148番地１
破産者　千葉　祐正
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第４３２号
宮城県名取市増田６丁目３番５号、従前の住所宮城県名取市飯野坂１丁目１番14号
破産者　相澤　芳徳
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６４９号
仙台市青葉区大町２丁目５番８―901号
破産者　藤田　寛之
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６７８号
仙台市太白区八本松１丁目13番11―717号
破産者　櫻岡　　真
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７９９号
宮城県名取市手倉田字堰根458番地の10　Ｂ棟
破産者　後藤　弘行
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８２６号
仙台市青葉区葉山町７番15―101号
破産者　櫻井　丈己
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８４８号
仙台市泉区向陽台３丁目19番７号　２階
破産者　渡部真理子（旧姓坂本）
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６９号
宮城県石巻市開成１番地41　仮設開成第四団地３―１号、住民票上の住所宮城県石巻市雄勝町雄勝字船戸神明10番地14
破産者　伊藤　榮彦
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第９７号
山形県西村山郡河北町谷地丁63番地の２、前住所山形県西村山郡河北町大字新吉田６番地
破産者　鹿野　　啓
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６８号
山形県北村山郡大石田町大字大石田丙207番地
破産者　宮嵜　昌見
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部